

川崎市立小・中学校適正規模・適正配置行政区検討委員会設置及び運営要綱

平成16年5月17日制定

(目的及び設置)

第1条 「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置へ向けての取り組み」に基づき、学校の適正規模化へ向けた具体的な方策を検討するため、各行政区を単位とした川崎市立小・中学校適正規模・適正配置行政区検討委員会(以下、「検討委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討を行なう。

- (1) 行政区内に所在する検討対象校の適正規模化へ向けた方策
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は次の委員で構成する。

- (1) 学校教育関係者
 - (2) 保護者・住民関係者
 - (3) 行政関係者
- 2 検討対象となる学校の通学区域が他の行政区にまたがる場合は、該当する行政区からも委員を選出することができる。

(任期)

第4条 検討委員会の委員の任期は2年とする。

- 2 委員の交代の必要が生じた場合、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1名置くものとする。

- 2 委員長は委員の互選により定めるものとし、委員長は検討委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 検討委員会は委員長が必要であると認めるときは、関係者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。
- 4 検討委員会は、原則公開とする。

(部会)

第7条 検討委員会が指定した事項について具体的な検討を行うため、関係者による部会を置くことができる。

- 2 部会に関する事項は、委員長が検討委員会の意見を聴いて定める。

(報告)

第8条 委員長は、検討委員会の検討の結果を教育委員会に報告するものとする。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務局は教育委員会総務部企画課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。